

2026年7月31日、当会は、当会懲戒委員会の2026年7月28日付議決に基づき、当会所属の大友道明弁護士を業務停止1年の懲戒処分といたしました。

大友弁護士は、元弁護士の助言によりホームページを作成し、国際ロマンス詐欺や投資詐欺の被害回復が困難であるにも拘わらずこれらが可能であるような誤解を招くような広告をおこない、大量の集客をし、事務員を採用して画一的に事件を受任し、事件の受任時に見通しや弁護士費用の説明をせず、事務員に事件処理をすべて委ね、弁護士でないものを利用するなどしました。

以上の行為は、弁護士職務基本規程第9条（日弁連広告規程違反）、11条（非弁提携の禁止）、19条（事務員の指導監督義務違反）、29条1項（受任時の見通し等の説明義務違反）及び3項（事件の見通しがあるように装うことの禁止）に違反し、弁護士法56条1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当します。

当会はこれまで、大友弁護士のホームページの内容を調査し、広告の是正を命ずるなどの指導を行って参りました。また、2023年8月30日には日弁連広告規制違反を理由に懲戒手続きに付されたことを公表し、注意喚起をいたしました。更に、上記のとおり非弁提携などを理由に弁護士会として懲戒請求を行いました。今回の処分は、当会の懲戒請求と、先になされていた2名の懲戒請求者による事件を併合して審理した結果となります。

国際ロマンス詐欺や投資詐欺の被害に遭われた方に対し、弁護士に依頼すれば回収できるかのような広告を行い、かつ、自ら弁護士として事件に関与せず、着手金を受け取る手法は、被害者の心理を巧妙に利用した、不誠実極まりない行為です。しかし、現在も全国的に同種事件が後を絶ちません。

当会は、今回の事件を重く受け止め、弁護士の職務適正の確保に向けた様々な課題に全力で取り組み、市民の皆様からの信頼回復に誠心誠意努めてまいり所存です。

2026年8月3日

千葉県弁護士会会長 牧 田 謙太郎